

相談業務

「スペースゆう」では、さまざまな相談業務を行っています。
(相談無料・秘密厳守)

●こころと生き方・DV相談(予約制)

DV、夫婦、親子関係、職場や学校でのセクシャル・ハラスメントや人間関係など、生きていく上での様々な問題の相談に応じます。

対象:女性	面接相談	50分
	電話相談	30分
火曜日	毎週	10時～16時50分 6枠
水曜日	第1・5	15時～19時50分 5枠
	第2・4	13時～17時50分 5枠
	第3	10時～19時50分 7枠
金曜日	第1・3・5	10時～15時50分 5枠
土曜日	第1・3	10時～11時50分 2枠
	第2・4	10時～15時50分 5枠
日曜日	第1・3	10時～15時50分 5枠

※女性の専門相談員が応じます。

対象:男性	電話相談のみ	30分
木曜日	第1	16時～19時30分 5枠
土曜日	第3	13時～16時30分 5枠

※男性の専門相談員が応じます。

●女性のための法律相談(予約制)

離婚や相続、性暴力被害、職場や学校におけるセクシャル・ハラスメント、雇用・労働上のトラブルなど、身の回りで起こる様々な問題に対して、法律的観点から相談に応じます。

対象:女性	面接相談	30分
木曜日	第3	17時～19時15分 4枠
土曜日	第1	9時30分～11時45分 4枠

※女性弁護士が応じます。相談はお一人年度内2回までです。

◆相談方法 電話にてご予約の上、お越しください。

◆問合せ予約 ☎03-3913-0163

火曜～土曜日 9時～21時
日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始・施設点検日を除く)

※相談時の託児保育、手話・外国語通訳派遣を行っています。
詳細は、上記電話番号までお問い合わせください。

相談窓口

北区DV
専用ダイヤル

☎03-3913-0015

火曜日～金曜日 9時～12時 及び 13時～17時
(祝日・年末年始・施設点検日を除く)

スペースゆう

☎03-3913-0163

火曜日～土曜日 9時～21時、日曜日 9時～17時
(祝日・年末年始・施設点検日を除く)

北区生活福祉課相談係

☎03-3908-1142

月曜日～金曜日 8時30分～12時 及び 13時～17時
(祝日・年末年始を除く)

東京ウィメンズプラザ

☎03-5467-2455

毎日 9時～21時(年末年始を除く)

東京都女性相談センター

☎03-5261-3110

月曜日～金曜日 9時～20時(祝日・年末年始を除く)

警視庁総合相談センター

☎#9110または
☎03-3501-0110

犯罪被害者ホットライン

☎03-3597-7830

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)

夜間・緊急の場合は下記へ

警察(事件発生時)

☎110番

東京都女性相談センター ☎03-5261-3911

スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)

〒114-8503 東京都北区王子1-11-1北とびあ5階



- JR京浜東北線王子駅北口徒歩2分
- 東京メトロ南北線王子駅5番出口より直結
- 都電荒川線王子駅前より徒歩5分

パートナーからの暴力に苦しんでいるあなたへ

ひとりで 悩まないで

— 相談無料・秘密厳守 —



東京都北区パープルリボンシンボルマーク

まずは、
お電話を!

北区DV専用ダイヤル

☎03-3913-0015

受付 火曜日～金曜日
9時～12時 及び 13時～17時

DVとは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)人から受ける暴力のことです。

暴力にはさまざまな形があります。たとえば、パートナーとの関係で思い当たる次のようなことはありませんか？

身体的暴力

- 殴る(ふりをする)
- 足で蹴る(ふりをする)
- 髪の毛を引っ張る
- ものを投げつける
- 平手で打つ

精神的暴力

- 人格を否定する
- 言葉や態度で侮辱する
- 大声で怒鳴る
- 無視する
- 言葉で脅す
- 大切にしているものを壊したり捨てたりする

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 就労を禁止する
- 経済的自由を奪う

社会的暴力

- 実家や友人との付き合いを制限する
- 携帯電話や郵便物を勝手に見る
- 行動の自由を奪う

性的暴力

- 避妊に協力しない
- 性行為を強要する
- 見たくないのにポルノを見せる

※DVの多くは何種類かの暴力が重なっています

相手を「こわい」と感じたり、関係が「つらい」「おかしい」と感じる事があれば、ひとりで悩まずお電話ください。専門の相談員がお話をうかがいます。

配偶者から暴力を受けた… DVについて相談したい…

まずは、お電話を！

北区DV専用ダイヤル ☎03-3913-0015

DV相談でよくある質問

Q 北区DV専用ダイヤルに問い合わせできる人はどんな人ですか？

A 配偶者(恋人などのパートナーも含む)からの暴力で悩んでいる方であれば、どなたでも相談できます。性別は問いません。

Q 費用はかかりますか？

A 無料です。また、プライバシーは厳守します。

Q どんな相談ができるのですか？

A 以下のようなご相談について、あなたと一緒に考えます。

〈例〉「DVかわからないけど、パートナーとの関係に悩んでいる」「DVで悩んでいるがどうしたらよいかかわからない」「加害者から逃げたい」「逃げた後にどういう支援を受けられるか知りたい」「加害者を遠ざけたい」「保護命令を申し立てたい」等

Q 保護命令ってなんですか？

A 加害者が被害者に近づくことを禁止する「接近禁止命令」と、共に住む住居から退去することを命じる「退去命令」等があり、裁判所が命令するものです。

Q 子どもへの影響はあるのですか？

A 暴力を目撃すること自体、子どもに多大な影響を与えます。

Q 被害に気付いたのですが？

A 配偶者等からの暴力によって命の危険を感じるなど緊急性が高い場合は、北区DV専用ダイヤルか警察にご連絡ください。